

# パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第11次藤枝市交通安全計画」(案)
「第11次藤枝市交通安全計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

## パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	5人
(2) 提出された意見の数	16件

## 意見の反映状況

(1) 反映した意見	3件
(2) 既に盛り込み済みの意見	3件
(3) 今後の参考とする意見	1件
(4) 反映できない意見	2件
(5) その他(質問含む)	7件

## 意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	地元の見守り活動に感謝している。引き続き、子供たちの登下校の安全確保をしてほしい。	子供たちの登下校の安全確保のため、第1章第3節I(1)「高齢者及び子供の安全確保」に記述のとおり、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備などを推進するとともに、子供たちへの交通安全教育も推進します。また、子ども見守り隊をはじめとする地域の自主的な交通安全活動への支援を推進します。	(2)
2	1ページの計画の基本理念について、10次50年にわたる取組があるなか、人身交通事故件数について「過去20年間で最も多かった平成16年」を述べる理由は。	平成16年は過去50年においても、人身交通事故件数が最も多いため「過去50年間で最も多かった」に修正します。	(1)
3	実施中の各種施策の深化も大事だが、今までの交通安全施設の維持も重要ではないか。	交通安全施設の維持管理については、第1章II、第2章III、第3章第2節において記述のとおり施策として取り組みます。	(2)
4	先端技術を取り入れるために選定検証の方法は用意されるのか。	先端技術を取り入れるための安全性の検証については、計画の基本方針2(2)、3(1)に記述のとおり、国、県、民間などによる交通安全に関するあらゆる知見を動員した検証を取り入れます。	(2)
5	人優先の交通安全思想に交通事故被害者の支援が含まれる理由は。	人優先の交通安全思想は交通弱者に対する思いやりと保護を基調とするため、肉体的、精神的、経済的な打撃を受けた交通事故被害者の支援が含まれます。	(5)
6	高齢者の交通事故と事業用自動車の事故は関連するのか。	高齢化社会の進展に伴い、事業用自動車の運転者の高齢化も進むと予測されるため、事業用自動車における高齢運転者の事故も懸念されます。	(5)

7	本計画では、警察など市以外の所管が含まれるが責任の所在はどこにあるのか。	本計画は「計画と交通安全対策会議の位置づけ」に記載のとおり、国、県の計画を上位計画とし、国、県、警察署、消防等の構成員を含む「藤枝市交通安全対策会議」において策定します。本市はもとより、それぞれの所管において責任をもって計画を実行します。	(5)
8	近年の事故減少は、市が単独で達成した成果と考えるのか。	国、県、関係機関等を含め、市民総ぐるみの努力の結果と考えます。	(5)
9	SDGsは本計画との関連性は小さいのでは。	交通安全計画に掲げている取組はSDGsの17のゴールに貢献する本市独自の目標のなかで「誰もが健康で元気なまちをつくる」など4つの目標達成を目指し推進するものです。	(5)
10	第3節の図10に人口構成割合も入れていただきたい。	令和2年の人口構成を追加します。	(1)
11	第1章第2節3において、75歳以上の高齢者の安全対策について記載されているが、図10の統計に75歳以上の区切りがない。	図10の統計に75歳以上の数値を追加します。	(1)
12	条例や提言で「どこでも横断者優先」を宣言できないか。	人優先が基本ですが、道路の横断方法等は道路交通法第12条、第13条で定められており、歩行者も法令とマナーを守ることが事故防止に必要であると考えます。	(5)
13	駅前や繁華街歩道上の放置自転車対策として、放置自転車台数より収容量の多い無料駐輪場を設置していただきたい。駐車違反も規制する必要がない状況を作るべき。	駅周辺では、有料の市営駐輪場を設置し、民間3施設と連携を図り良好な都市環境の保持に取り組んでおります。現在、市営駐輪場に空きがあることや民間有料駐輪場の経営圧迫につながることから、既存の駐輪場の利用を指導・啓発していきます。	(4)
14	ハンブやセンサー電光板、キッズゾーンなどの取組みは、効果と設置による危険を考えてもらいたい。	新たな取組は実証実験等において検証し、慎重に導入を検討します。	(3)
15	自転車と自動車を混在させる区間を作ってはいけないと考える。白線の左側に矢羽根マークを設置すべきでは。	自転車道、または、自転車専用通行帯の設置が理想ですが、用地確保の問題があり、暫定形態として車道混在型での整備となっています。また、車道幅員によって、白線の右側（車道側）に矢羽根を設置せざるを得ない場合もあります。自転車及び自動車の利用者双方へ、矢羽根マークの交通ルールの周知に取り組み、事故防止を図ります。	(4)
16	踏切の改良はJRに、踏切前後の改良は担当に期待している。	第2章に記述のとおり、踏切道の交通安全対策に取り組めます。	(5)

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「第11次藤枝市交通安全計画」（案）
----	--------------------

意見公表場所	市ホームページ、市役所1階行政情報コーナー、交通安全・地域安全課、岡部支所、文化センター、各地区交流センター
--------	--

担当課	藤枝市 市民協働部 交通安全・地域安全課 交通安全係 電話 : 054-631-5553 (直通) 電子メール : <a href="mailto:kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp">kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp</a>
-----	--